

R8年 8月提出の
報告書の書き方
早わかり

ベースアップ評価料 中間報告書及び実績報告書の手引き ～医科・歯科編～

令和8年7月版

★ ベースアップ評価料を算定している医療機関等は、**毎年8月に**報告書の提出が必要です。
この手引きは、**令和8年8月に提出する、2種類の報告書**の書き方をまとめたものです。

- ・ 令和**7**年度のベースアップ評価料の「賃金改善**実績**報告書」
- ・ 令和**8**年度のベースアップ評価料の「賃金改善**中間**報告書」

提出が必要な報告書類一覧

- はじめに、ベースアップ評価料を算定し始めた時期によって、どの報告書が必要かをご確認ください。

令和8年5月以前からベースアップ評価料を算定している保険医療機関

令和7年度の算定・賃金改善実績について
➡令和7年度「賃金改善**実績**報告書」を提出

令和8年度の6～7月分の算定・賃金改善実績について
➡令和8年度「賃金改善**中間**報告書」を提出

令和8年6月以降にはじめてベースアップ評価料を算定する保険医療機関

令和8年度の6～7月分の算定・賃金改善実績について
➡令和8年度「賃金改善**中間**報告書」を提出

報告書の提出手順とベースアップ評価料特設ページ

- 令和7年度実績報告書及び令和8年度中間報告書は、**報告書の様式が異なります。**
- 必ず最新の様式をダウンロードしてください。

※令和8年7月30日 令和8年度賃金改善実績報告書・中間報告書 最新版更新

報告書の提出手順

1. 報告書の様式（エクセル形式）を特設HPからダウンロードします。
※「**令和7年度実績報告書**」・「**令和8年度中間報告書**」は様式が異なります。

【3～4ページ】

2. 各様式に必要な事項を記入します
 - ・ 令和8年度中間報告書について【5～21ページ】
 - ・ 同一給与体系を持つ法人内の複数保険医療機関において「月額賃金総額」や「対象職員数」を通算した保険医療機関の報告書について【21～24ページ】
 - ・ 令和7年度実績報告書について【25～35ページ】

- 3 記載終了後はメールで提出するのみ！
【36ページ】

- 4 報告書提出の注意点【37～38ページ】

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

「令和8年度診療報酬改定における賃上げ」に係る医療機関・訪問看護ステーション・保険薬局向け特設ページです。

【重要】

・ 令和8年度診療報酬改定前の届出様式
・ 令和7年度算定分の実績報告書の提出
これらの様式や通知については、
届け出る様式が異なりますので [こちら](#)（9. 賃金改善実績報告書の提出について）をご確認ください。

--- 中略 ---

9. 賃金改善実績報告書の提出について

ベースアップ評価料に係る実績報告書については、報告する書類が「令和7年度算定分の実績報告書」と「令和8年度算定分の実績報告書」で異なる様式となっております。
提出様式を確認して提出をお願いいたします。

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索

令和7年度実績報告書・令和8年度中間報告書の様式ダウンロード

- 提出が必要な各種様式については、ベースアップ評価料特設ページに掲載されています。

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



または

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索



報告書様式が掲載されている項目にジャンプします

令和7年度「賃金改善実績報告書」

※病院機能ごとに報告書の様式が異なります
【病院及び有床診療所・診療所及び歯科診療所】

● R7実績報告書様式

【令和7年度算定分】賃金改善実績報告書様式（医療機関用・訪問看護ステーション用）

令和7年度に算定したベースアップ評価料について令和8年8月に提出してください。

【旧様式】

・病院及び有床診療所用

☒ R7実績報告書様式 [336KB]



記載例 [158KB]

・診療所及び歯科診療所用

☒ R7実績報告書様式 [337KB]



記載例 [123KB]

・訪問看護ステーション用

☒ R7実績報告書様式 [167KB]



記載例 [142KB]

令和8年度「賃金改善中間報告書」

※病院・診療所・歯科診療所共通の様式となります

● R8実績・中間報告書（病院・診療所用）【専用様式】

【令和8・9年度算定分】賃金改善実績報告書様式（医療機関・訪問看護ステーション・保険薬局）

・こちらの賃金改善実績報告書は、令和8・9年度算定分の実績報告（中間・実績）を記載する様式です。

・【提出月】と【提出する報告書】については以下の通りです

令和8年8月 : 令和8年度算定分の中間報告書

令和9年8月 : 令和8年度算定分の実績報告書・令和9年度算定分の中間報告書

令和10年8月 : 令和9年度算定分の実績報告書・令和10年度算定分の中間報告書

【報告書専用様式】一覧

※報告書専用様式になります。報告書の提出時に必要な様式シートのみが表紙されているExcelデータとなります。【2026.07.24更新】

・病院、診療所及び歯科診療所

☒ R8実績・中間報告書（病院・診療所用）【報告書専用様式】 [374KB]

訪問看護ステーション

☒ R8実績・中間報告書（訪問看護ステーション用）【報告書専用様式】 [210KB]

保険薬局

☒ R8実績・中間報告書（保険薬局用）【報告書専用様式】 [210KB]

・歯科診療所（歯科技工所ベースアップ支援料）

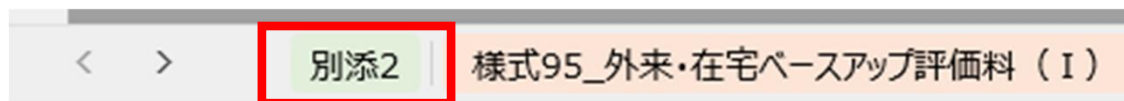
☒ R8実績報告書（歯科技工所ベースアップ支援料用）【報告書専用様式】 [210KB]

令和8年度中間報告書の記入方法①

～届出に関する基本的な事項を記載します～

- まず、令和8年度診療報酬改定において、ベースアップ評価料を算定している全ての保険医療機関が作成する「別添2」（届出書）・「様式100別添1」シート（「賃金改善実績報告書・中間報告書」）の書き方を解説します。
- それぞれの様式のオレンジ色の欄 全てに記入・チェックをします。

◆エクセルファイルを開き、画面の下部にある、「別添2」のシート名を選択します。



【別添2】

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	届出番号
------------------------	------

連絡先
担当者氏名：
電話番号：

（届出事項）
（選択してください）

施設基準に係る届出

！チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合には届出ができません。

- ☐ 当届出を行う前月において当届出に係る事項に異し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに属する。）を行っていないこと。
- ☐ 当届出を行う前月において施設基準及び関係機関に基づき厚生労働大臣が定める届出事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ誤に違反していないこと。
- ☐ 当届出を行う前月において、療養保険法第72条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく従事者の募集、診療内容又は診療報酬の請求に異し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☐ 当届出を行う前月において、厚生労働大臣の定める入居患者数の基準及び医師等の人数の基準並びに入居基本料の算定方法に規定する入居患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の人数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関・保険薬局の所在地
及び名称

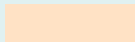
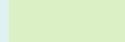
開設者名

▶ 様式内のオレンジ色の欄をすべて埋める必要があります。

【届出事項】
プルダウンから「報告書提出」を選択します。
下段には届け出ている評価料を記載してください。
（例）外来・在宅ベースアップ評価料（I）・入院ベースアップ評価料

その他、医療機関の基本事項を入力します。

令和 8 年度中間報告書の記入方法② ～届け出る報告書の種類・医療機関種別を入力します～

- オレンジ色の欄  に記入・チェックをします。（薄緑色の欄  は自動転記される）

◆続いて、エクセル画面の下部にある、「別添 1_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシート名を選択します。



【様式100別添 1】

（令和  年度分）

該当する年度をプルダウンから選択
（※今回の場合、令和 8 年度中間報告なので“8”）

保険医療機関コード
保険医療機関名

「別添 2」シートから自動で転記
（記入不要）

I. 提出書類の種類

※どちらか 1 つを選択してください。

- ☐ 賃金改善中間報告書
- ☐ 賃金改善実績報告書

該当するものどちらか 1 つにチェック
➡今回は中間報告書の提出のため、賃金改善中間報告書にチェックします。

II. 報告する医療機関種別

※どちらか 1 つを選択してください。

- ☐ 病院及び診療所
- ☐ 歯科診療所

該当するものどちらか 1 つにチェック

令和8年度中間報告書の記入方法③－1

～賃金改善実施期間を入力します～

- **中間報告書**においては、ベースアップ評価料を算定する全保険医療機関（令和8年4月から賃金改善を実施している保険医療機関も含む。）が6,7月分の実績報告を行います。

Ⅲ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和	年	月	～	令和	年	月
----	---	---	---	----	---	---

ヶ月

薄緑色の欄は自動入力
(記入不要)

※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。

※ 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合、遡及して賃金改善を実施した期間を記載する。

○賃金改善実施期間の考え方（中間報告の場合）

- ・ 令和8年6月からベースアップ評価料を届け出て賃金改善を行っている保険医療機関の場合
➡ 令和8年6月～令和8年7月と入力
(令和8年度のベースアップ評価料を用いた賃金改善を令和8年4月から実施している保険医療機関も、今回は、6,7月分の実績報告を行っていただきますので、このように入力してください。)
- ・ 令和8年7月からベースアップ評価料を届け出て賃金改善を実施している保険医療機関の場合
➡ 令和8年7月～令和8年7月と入力

令和 8 年度中間報告書の記入方法③－2
～賃金改善実施期間を入力します【令和 8 年 7 月 30 日最新版様式 追加項目】～

- **令和 8 年度（6 月から）のベースアップ評価料を、令和 8 年 4 月からの賃金改善に充当している保険医療機関**は、チェックを入力してください。

※**中間報告書のみ**の入力項目です。（賃金改善実績報告書の際はグレーアウトします）

※この項目は、**令和 8 年 7 月 30 日に様式に追加されました。最新の様式のダウンロードをお願いします。**

（1）－2（**中間報告書のみ**） 令和 8 年度又は令和 9 年度の 6 月から算定した当該評価料による収入を、
当該年度の 4 月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック

※ 令和 8 年度又は令和 9 年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

☐

○**令和 8 年 6 月以降のベースアップ評価料によって得られた収入を
令和 8 年 4 月からの賃金改善に充当している保険医療機関は ☒ を入力します**

※ ☒ の有無により、このあと、賃金改善の実績額を算出する際に比較の対象となる、賃上げ前の月が異なります（16ページ参照）

※該当しない保険医療機関は、空白のままで問題ございません。

- （例）
- ・ 令和 8 年 4 月と 5 月の賃上げは、令和 7 年度から引き続いて算定するベースアップ評価料や補正予算による財源でまかなっており、令和 8 年 6 月以降のベースアップ評価料は令和 8 年 6 月以降の賃上げに充当している医療機関
 - ・ 令和 8 年 6 月からベースアップ評価料を算定を開始し、令和 8 年 6 月以降の賃上げに充当している医療機関

令和8年度中間報告書の記入方法③－3

～ベースアップ評価料算定期間を入力します～

- 賃金改善実施期間と同様に、ベースアップ評価料を算定していた期間の入力をします。
- 中間報告書においては、賃金改善実施期間と同じ期間を入力します。

【様式100別添1】

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和	年	月	～	令和	年	月
----	---	---	---	----	---	---

ヶ月

薄緑色の欄は自動入力
(記入不要)

○算定期間の考え方（中間報告の場合）

(※) 賃金改善実績期間と同じ期間になる

- ・ 令和8年6月からベースアップ評価料を届け出て賃金改善を行っている保険医療機関の場合
➡ **算定期間**：令和8年6月～令和8年7月と入力
(令和8年度のベースアップ評価料を用いた賃金改善を令和8年4月から実施している保険医療機関も、今回は、6,7月分の実績報告を行っていただきますので、このように入力してください。)
- ・ 令和8年7月から賃金改善を実施している保険医療機関の場合
➡ **算定期間**：令和8年7月～令和8年7月と入力

令和 8 年度中間報告書の記入方法④ ～（中間報告書のみ）賃金改善の実績額を入力出来ない場合～

- 条例改正が必要である等により、中間報告の記載する額が計画値となる場合にはオレンジ欄にチェックと、それに伴う事由を記載していただきます。
- 実績額を記載できる、該当しない医療機関については、空欄のまま本項目を飛ばしてください。

※中間報告書を記載する場合にのみ適用される項目になります。（実績報告書入力の際には、グレーアウトします）

【様式100別添 1 続き】

該当しない場合には、本項目は回答しなくても、問題ありません。

Ⅲ－２．（中間報告書のみ）条例改正等が必要なため８月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

（i）条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため
本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック



該当する場合にのみチェック

（ii）計画値となる理由



条例の改正が必要なため



その他の事由

該当する項目いずれかにチェック

（理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください）

該当理由を必ず記載してください

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑤ ～ベースアップ評価料等の収入実績額の入力～

- 算定しているベースアップ評価料の収入実績額を入力してください。この際、継続的賃上げ実施施設（ベースアップ評価料を令和 7 年度以前から届け出ている医療機関等）は実際の算定点数ではなく、**本体点数**（12ページ参照）を用いて、令和 8 年度ベースアップ評価料で増加した収入実績額を入力してください。
- **該当がない項目については、必ず“ 0 ”を入力**していただき、空欄が無いように記載してください。

【様式100別添 1 続き】

Ⅳ-1. ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額【（2）の期間中】

（※）賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関	☐
（3）看護職員処遇改善評価料による収入の実績額	円

該当する場合にのみ
チェック・入力

※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。（算定していない場合は0と記載。）

※ 看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること。

（4）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額	円
（5）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額	円
（6）入院ベースアップ評価料による収入の実績額	円
（7）ベースアップ評価料等による収入の実績額【（4）＋（5）＋（6）】	円

※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。（算定していない場合は0と記載。）

※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた**当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて**計算すること。

【各ベア評価料の収入額について】

- ・ 各ベア評価料の収入実績額を入力します。（入力の対象となる期間については、9ページを参考）
- ・ **評価料の本体点数**の収入実績額を入力してください（令和 6・7 年度から継続して賃上げを実施している医療機関も含む）。

例）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の場合

初診時：17点 再診時等：4点

訪問診療時（イ 同一建物以外）：79点 訪問診療時（ロ イ以外）：19点

【⇒次ページにて解説します】

※算定していない評価料については**“ 0 ”を入力**してください。

(参考)

実際の点数と、令和8年度のベースアップ評価料の本体点数

- **継続的賃上げ実施施設**（ベースアップ評価料を令和7年度以前から届け出ている医療機関等）の令和8年度のベースアップ評価料の点数には、令和7年度以前からの賃上げ分と、令和8年度の賃上げ分が合算されています。
- このため、継続的賃上げ実施施設がベースアップ評価料の収入の実績を記載する際には、実際の算定額ではなく、**令和8年度分の点数にあたる「本体点数」**に、算定回数乗じたものを**収入実績額**として入力します。
- 実際の算定点数と本体点数は以下の通りです。（例：外来ベースアップ評価料（Ⅰ）・（Ⅱ））

【本体点数の考え方】			令和8年6月～令和9年5月	
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	実際の算定点数 （継続的賃上げ実施施設）		本体点数 （令和8年度賃上げ分に用いるべき収入）	
	初診時		23点	17点
	再診時		6点	4点
	訪問診療時 （同一訪問診療時以外）		107点	79点
	訪問診療時 （同一訪問診療時）		26点	19点

【収入実績額の考え方】

本体点数 × 算定回数
= **令和8年度の賃上げ分**
（収入実績額）
➡これを11ページの（4）～（6）に記載する。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	令和8年6月～令和9年5月			
	実際の算定点数 （継続的賃上げ実施施設）		本体点数 （令和8年度賃上げ分に用いるべき収入）	
	初診・訪問診療時	再診時	初診・訪問診療時	再診時
区分1	16点	2点	8点	1点
区分2	24点	3点	16点	2点
区分3	40点	5点	24点	3点
区分4	56点	7点	32点	4点
区分5	64点	8点	40点	5点
区分6	80点	10点	48点	6点

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	令和8年6月～令和9年5月			
	実際の算定点数 （継続的賃上げ実施施設）		本体点数 （令和8年度賃上げ分に用いるべき収入）	
	初診・訪問診療時	再診時	初診・訪問診療時	再診時
区分7	96点	12点	56点	7点
区分8	104点	13点	64点	8点
区分9	120点	15点	72点	9点
区分10	136点	17点	80点	10点
区分11	144点	18点	88点	11点
区分12	160点	20点	96点	12点

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑥ ～令和 7 年度のベースアップ評価料による収入繰越額の入力～

- 令和 7 年度より当該評価料の収入額を繰り越した場合において、繰越額を入力してください。
- 繰越額がない場合については、“0”を入力していただき、空欄が無いようにしてください。

【様式100別添 1 続き】

Ⅳ－１－１．ベースアップ評価料等による収入の繰越状況

(8) 前年度からの繰越額（令和 8 年度分報告時のみ記載）

円

令和 7 年度より当該評価料の収入額を繰り越した場合に入力する。

（繰り越した場合とは？：患者数等の変動等による当該評価料の収入がベア等及びそれに伴う賞与等の増加分に用いた額を上回り、追加でベア等が困難な場合であって、翌（令和 8）年度の賃金改善に繰り越した場合）

※令和 7 年度からのベア評価料を算定している医療機関のみ対象

※該当が無い場合は“0”を入力

Ⅳ－２．ベースアップ評価料等による収入の実績額（総計）

(9) ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(7) + (8)】

円

薄緑色 の欄は自動計算による転記（記入不要）

（⇒前ページのベア評価料の収入実績額と繰越額の合計値が自動で計算され表示される。）

令和8年度中間報告書の記入方法⑦－1 ～対象職員の基本給等総額に係る項目の入力の大まかな流れ～

- 次にベースアップ評価料の対象職員の基本給等総額に係る項目を入力します。
- 項目の入力順序として①職種毎の入力項目（V-2～V-8）を先に入力することで、②対象職員全体の入力項目が自動で算出される仕組みとなっています。

【様式100別添1 続き】

V：対象職員**全体**の基本給等総額に係る項目

【ベースアップ評価料対象職種について】

V. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(12) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1ヶ月分）【（11）－（12）】	円
(14) ベア等による賃金増率【（13）÷（12）】	%
(15) 上記（13）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（1）の全期間】（該当ない場合は0と記載）	円

V-2～V-8：職種ごとにおける対象職員の基本給等総額に係る項目

V-2. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(18) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1ヶ月分）【（17）－（18）】	円
(20) ベア等による賃金増率【（19）÷（18）】	%

⋮

V-8. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(58) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(59) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(60) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(61) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1ヶ月分）【（59）－（60）】	円
(62) ベア等による賃金増率【（61）÷（60）】	%

項目の入力順序

手順②

【手順①】による職種毎のデータが入力されることで、対象職員全体の基本給等総額に係る項目

欄が自動で算出される。

（※「ベア等に伴う賞与・時間外手当等の増加分に用いた総額」については、入力が必要）

手順①

職種ごとの基本給等総額に係る項目 欄を入力する。

※ベア実績額・賃金増率については自動で算出

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑦－ 2

～職種毎における対象職員の基本給等総額に係る項目の入力～

- 職種ごとの常勤換算数、賃金改善前と後の基本給等総額を入力します。
- まずは【手順①】の入力項目について、用語と入力内容を確認しましょう。

【様式100別添 1 続き】

V－2. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円

●基本給等総額とは

➡基本給又は毎月決まって支払われる給与の総額のことを指します。基本給以外に以下の手当等も含まれます。

- （例）・扶養手当，住居手当，地域手当，通勤手当 等
- ・恒常的に夜間を含む交代制勤務をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当（令和 8 年度改定より追加）

※ベースアップ評価料を原資としてによって支給される手当は含みます。「令和 7 年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めません。（ベースアップ評価料による賃金改善分のみを比較するためです。）

【入力項目解説】

(16) 当該保険医療機関に勤務する対象職員の常勤換算数を入力します。

(17) 賃金改善実施期間の開始月（ 7 ページで入力した開始月）における、対象職員の基本給等総額を入力します

（これにより、ベースアップ評価料の賃金改善実施後の基本給等総額を報告します。）

➡ R 8 年中間報告の場合：令和 8 年 6 月時点の基本給等総額

（ただし、令和 8 年 7 月から算定を開始した場合には令和 8 年 7 月時点の基本給等総額）

令和8年度中間報告書の記入方法⑦－3 ～職種毎における対象職員の基本給等総額に係る項目の入力～

- 賃金改善実施前の基本給等総額を報告するため、賃金改善実施前の時点における給与体系に当てはめた場合を想定し、基本給等総額を入力します。

【様式100別添1 続き】

(18) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額

円

【入力項目解説】

- (18) 「令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料を算定した年度に勤務している対象職員を、令和8年5月（又は3月【注】）時点の給与体系に当てはめた場合の、対象職員の基本給等総額を入力（→これにより、ベースアップ評価料の賃金改善実施前の基本給等総額を報告します。）

もっと詳しい解説

【給与体系に当てはめた場合とは？】

「令和8年3月（5月）時点の給与体系に当てはめた場合」の給与とは、令和8年3月（5月）に、賃上げ後と同じ年齢・職位の人が在籍していた場合の給与です。

（例）次の例では同じ職員Aさんの給与が2万円上がっていますが、昇給の理由が昇進・年功・ベースアップのいずれかは分かりません。

令和8年3月（又は5月）
係員Aさん 30歳 給与25万円

→

令和8年6月
主任Aさん 31歳 給与27万円

このため、ここでは、令和8年3月（又は5月）のAさんの給与ではなく、令和8年3月（5月）に、6月と同じ「31歳の主任」が在籍した場合の給与を算出します。

もし、令和8年3月（5月）に、6月と同じ「31歳の主任」がいると仮定した場合の給与が26万円であれば、26万円を記載します。（この額を27万円と比較します。）これを複数の職員について行い、合計を記載します。

【注】 令和8年度（6月から）のベースアップ評価料を、令和8年4月からの賃金改善に充当している保険医療機関（8ページ参照）は、令和8年3月時点の給与体系に当てはめた場合の基本給等総額を入力します。

→ 該当する場合には、自動で（18）が「令和8年3月時点の給与体系を・・・」と文字が切り替わります。

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑦－ 4 ～職種毎における対象職員のベア実績額・賃金増率（自動算出）～

- 職種ごとの常勤換算数、賃金改善前と後の基本給等総額を入力されると、ベア実績額及び、賃金増率が自動で算出されます。

【様式100別添 1 続き】

薄緑色の欄は自動計算による転記
(記入不要)

(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額 (ベア実績額) (1ヶ月分) 【(17) - (18)】		円
(20) ベア等による賃金増率 【(19) ÷ (18)】		%

●ベア実績額とは

➡賃金改善を実施する前と実施した後を比較し、対象職員の1ヶ月分における賃金改善の上がり幅を示した額。
賃金改善実施前と後の基本給等総額の差分

●賃金増率とは

➡賃金改善を実施する前から、どの程度賃金改善が行われたかを示す割合
【ベア実績額 (19) ÷ 賃金改善を実施する前の基本給等総額 (18)】 で計算する。

【項目解説（自動計算）】

※ (16) ～ (18) (15～16ページ) を入力すると、自動計算によって数値が表示される

(19) 【自動計算】対象職員の1ヶ月分における賃金改善を実施した額
(➡賃金改善実施前と後の基本給等総額の差分 (17) - (18))

(20) 【自動計算】ベア等によって対象職員の賃金がどの程度増減されたのか (賃金増率)
(➡賃金の変化分：ベア実績額 / 賃金改善の実施前の基本給等総額 (19) / (18))

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑦－ 5

～賞与の支給月数の入力～

- 対象職員に対して支給された賞与の支給月数について、報告書届出年度支給分と前年度支給分をそれぞれの項目に入力する。
- 該当がない項目については、“0”を入力し、空欄が無いように記載してください。（0を入力しないと、正しく計算が行われません。）

【様式100別添 1 続き】

オレンジ色の欄に数値を入力（該当無の場合は“0”）

(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(22) 前年度の賞与の支給月数		か月

(21) 報告年度に実際に対象職員に支給された賞与の月数を入力（例：基本給の●ヶ月分）

(22) 前年度における賞与の支給月数を入力

※賞与の支給が月数による支給（例：基本給の●ヶ月分）ではなく、金額（例：●円）による場合には、**「年間で支給された（令和 8 年度は支給予定の）賞与額÷基本給等」**を入力してください。
（職員が複数いる場合は平均値を算出してください。）

⇒ここまでの項目を職種毎（V－2～V－8）も同様に入力する。（以下表参照）

●入力項目一覧

		医科	歯科
V－2	看護職員等（保健師、助産師、看護師、准看護師）	●	－
V－3	40歳未満の勤務医師・歯科医師	●	●
V－4	事務職員	●	●
V－5	看護補助者	●	－
V－6	薬剤師	●	－
V－7	歯科衛生士	●	●
V－8	その他の対象職種	●	●

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑦－ 6 ～対象職種全体の基本給等総額に係る項目の入力～

- 次に14ページの【手順 2】対象職員全体の基本給等総額に係る項目になります。
- 14ページの【手順 1】職種ごとの入力項目（15～18ページ）が全て入力されることで、自動計算で対象職員全体の項目が算出されます。

手順①➡手順②

V-2 ～ V-8（15～18ページ）の職種毎のデータを入力することで
対象職員全体の基本給等総額に係る項目（薄緑色 の欄）が
自動で入力される（記入不要）

【様式100別添 1 続き】

【ベースアップ評価料対象職種について】

V. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(12) 令和 8 年 5 月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1ヶ月分）【（11）－（12）】	円
(14) ベア等による賃金増率【（13）÷（12）】	%

オレンジ色の 欄に数値を入力（該当無い場合は“0”）

(15) 上記（13）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額 【賃金改善実施期間（1）の全期間】（該当ない場合は0と記載）	円
---	---

令和8年度中間報告書の記入方法⑦－7 ～ベア等に伴う賞与等の増加分の入力～

- ベア等以外で、ベア等の増加に伴い賞与や時間外手当の増加分を入力する項目になります。
- **該当がない項目については、必ず“0”を入力**していただき、空欄が無いように入力してください

【様式100別添1 続き】

(15) 上記(13)以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額
【賃金改善実施期間（1）の全期間】（該当ない場合は0と記載） 円

ベースアップ評価料を、ベア以外で、ベア等に伴う賞与などの増加分や、法定福利費の増加分に用いた場合は
こちらに記載します（該当ない場合は“0”を入力）

もっと詳しい解説

●賞与の増加分について

ベースアップ評価料による基本給の増額による賞与への影響額を、増加分として、入力してください。

例) ベアを実施し、前年度と比較して賞与の支給月数が上がっている場合

【ベア実施前（＝改定前年度）】

基本給：200,000円 賞与(3.6か月分)720,000円

【ベア実施後（＝改定後年度）】

基本給：206,000円 賞与(4.0か月分)824,000円

➡ **ベア実施後の年度における賞与の支払い月数(4.0か月分)を固定**した上で、ベア実施前年度、ベア実施後年度の賞与支給額を算出し、
比較した差額が、ベースアップ評価料による賞与の増加分となる。

(この例では $206,000円 \times 4.0 - 200,000円 \times 4.0 = 824,000円 - 800,000円 = 24,000円$)

➡ このうち、本様式に記入するの算定期間（9ページ）が6,7月の2か月であれば、**2か月分の給与による影響額は1年の12分の2であるため、 $24,000 \times (2/12) = 4000円$** を、入力することとなる。

●法定福利費の増加分について

概算の場合、最大16.5%で計算可としている（「疑義解釈資料の送付について（その3）」別添2 問1 事務連絡令和8年4月20日付）。

➡ **【ベア実績額（13） $\times$ 0.165 $\times$ 賃金改善実施期間の全期間】**で計算可能。

（ただし、法定福利費の増加分に加えて、時間外手当等の増加分等がある場合には、概算結果に時間外手当等の増加分も加えた総額の入力が必要）

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑧

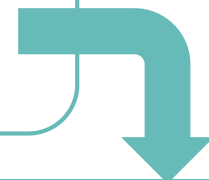
～評価料が対象職種へ充当されているか判別～

- 全ての項目の入力が終わると、報告書の最終項目に、ベースアップ評価料で得た収入が正しく充当されているか判別式が表示される。

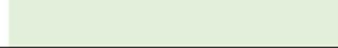
【様式100別添 1 続き】

これまでのオレンジ色の  欄に数値（もしくは“0”）を全て入力すると薄緑色  の欄全てに数値が入力されている状態になる。（**自動計算**）

※どこかが一つでも空白になっていると、正しく判別できません！
（7～20ページを入力漏れがないか確認してください。）



VI. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

(65) ベースアップ評価料による収入の実績額【（9）】		円
(66) 対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【（13）×（賃金改善実施期間）】		円
(67) ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額【（15）】		円
(68) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（66）＋（67））－（65）】		円
(69) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか		賃金改善額充当済み



➡ベースアップ評価料で得た収入を対象職員へ全て充てることが出来たら、
「賃金改善額充当済み」が表示される。

（※ベースアップ評価料で得た収入を対象職員へ全て充てれていない場合は「賃金改善額充当不足」と表示される。）

（**中間報告書の場合のみ**、「賃金改善額充当不足」と表示されても、提出可能です。）

➡全ての入力が完了しましたら、提出にお進みください（36ページ）

令和 8 年度中間報告書の記入方法

（同一給与体系を持つ法人内通算を実施している場合）①

◆ここまでは、ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関において、提出が必要な報告書様式の入力方法について、解説しました。

◆次に、当該評価料を届け出る際に、**同一給与体系を持つ法人内の複数保険医療機関において**「月額賃金総額」や「対象職員数」を通算した保険医療機関の報告書について、提出が必要な報告書様式の入力方法について解説いたします。

◆通算した保険医療機関については、報告書においても通算して報告が必要となります。

●提出が必要な様式

【提出する保険医療機関】

- ・同一給与体系を持つ法人内通算を実施していない保険医療機関の場合
- ・同一給与体系を持つ法人内通算を**実施している**保険医療機関の場合

【提出様式】

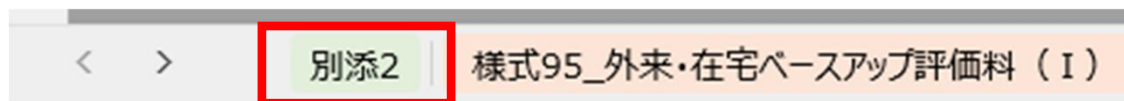
別添 2 + 様式100別添 1
(5～21ページ)

別添 2 + 様式100**別添 2**
(23～24ページ)

令和8年度中間報告書の記入方法（同一給与体系を持つ法人内通算）② ～届出に関する基本的な事項を記載します～

- 同一給与体系を持つ法人内通算を実施している保険医療機関の提出が必要な報告書は、「別添2」（届出書）・「様式100別添2」シート（「賃金改善実績報告書・中間報告書（法人用）」）となります。
- これまでと同様に、それぞれの様式のオレンジ色の欄 全てに入力・チェックをします。

◆最初に、エクセル画面の下部にある、「別添2」のシート名を選択します。



【別添2】

持病診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	届出番号
------------------------	------

連絡先
担当者氏名：
電話番号：

（届出事項）
（選択してください）

施設基準に係る届出

！チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合には届出ができません。

- ☐ 当届出を行う前月において当届出に係る事項に異し、不正又は不当な届出（法令の趣意に基づくものに属する。）を行なったことがないこと。
- ☐ 当届出を行う前月において施設基準及び関係機関の届出に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ誤に違反していないこと。
- ☐ 当届出を行う前月において、医療提供第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく改善等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に異し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☐ 当届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入居患者数の基準及び医師等の人数の基準並びに入居基本料の算定方法に規定する入居患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の人数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関・保険薬局の所在地
及び名称

開設者名

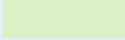
▶ 様式内のオレンジ色の欄をすべて埋める必要があります。

【届出事項】

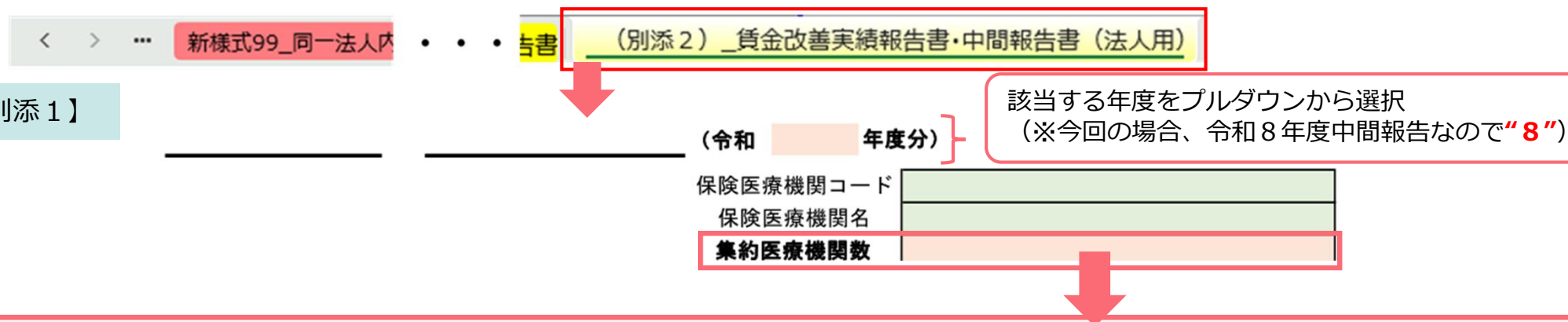
プルダウンから「報告書提出」を選択します。
下段には届け出ている評価料を記載してください。
（例）外来・在宅ベースアップ評価料（I）・入院ベースアップ評価料

その他、医療機関の基本事項を入力します。

令和8年度中間報告書の記入方法（同一給与体系を持つ法人内通算）③ ～通算した医療機関数などを入力します～

- 同一給与体系を持つ法人内の複数保険医療機関において、**通算した保険医療機関数を記載してください。**
- オレンジ色の  欄に記入・チェックをお願いします。（薄緑色の欄  は自動転記される）

◆エクセル画面の下部にある、「別添2_賃金改善実績報告書・中間報告書（法人用）」のシート名を選択します。



【様式100別添1】

新様式99_同一法人内 ... 告書

(別添2)_賃金改善実績報告書・中間報告書（法人用）

（令和  年度分）

保険医療機関コード

保険医療機関名

集約医療機関数

該当する年度をプルダウンから選択
（※今回の場合、令和8年度中間報告なので“8”）

【入力必須】 同一給与体系を持つ法人内において通算した保険医療機関数を記載してください

（例：法人Pに属するA病院、B診療所、Cクリニック、D病院、E診療所の中で、法人内において通算した医療機関が【A病院、Cクリニック、E診療所】の場合は3つの医療機関が通算されるため、**3**と入力）

➡これ以降の入力項目については、通常の報告書と同じ内容になります。

法人内通算した保険医療機関のベースアップ評価料の総収入実績額や、全職種に係る基本給等総額に係る項目の記入として入力します。
(6～21ページ参照)

➡通算した保険医療機関の報告書内容は、全て統一した内容の報告書をご提出ください。

提出が必要な報告書類一覧（再掲）

- 続いて、令和7年度のベースアップ評価料の算定実績、収入実績を報告する「**令和7年度賃金改善実績報告書**」の記載要領についてです。

令和8年5月以前にベースアップ評価料を算定している保険医療機関

令和7年度の算定・賃金改善実績について
➡**令和7年度「賃金改善**実績**報告書**」を提出

令和8年度の6～7月分の算定・賃金改善実績について
➡**令和8年度「賃金改善**中間**報告書**」を提出

令和8年6月以降にはじめてベースアップ評価料を算定する保険医療機関

令和8年度の6～7月分の算定・賃金改善実績について
➡**令和8年度「賃金改善**中間**報告書**」を提出

令和7年度実績報告書の記入方法① ～令和7年度賃金改善実績報告書のダウンロード～

- **令和8年度の賃金改善実績・中間報告書とは、提出様式が異なります！！**
- 特設HPから報告書様式をダウンロードして、入力作業に進んでください。
(「病院及び有床診療所」・「診療所・歯科診療所」において病院機能に該当した様式をダウンロードします)

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る医療機関・訪問看護ステーション向け特設ページです。
医療機関・訪問看護ステーションの職員の賃金改善を診療報酬でバックアップしています。

--- 中略 ---

9. 賃金改善実績報告書の提出について

ベースアップ評価料に係る実績報告書については、報告する書類が「令和7年度算定分の実績報告書」と「令和8年度算定分の実績報告書」で異なる様式となっております。
提出様式を確認して提出をお願いいたします。

【令和7年度算定分】賃金改善実績報告書様式（医療機関用・訪問看護ステーション用）

令和7年度に算定したベースアップ評価料について令和8年8月に提出してください。

【旧様式】

・病院及び有床診療所用

☒ 報告書様式 [336KB]

☐ 記載例 [158KB]

・診療所及び歯科診療所用

☒ 報告書様式 [337KB]

☐ 記載例 [123KB]

・訪問看護ステーション用

☒ 報告書様式 [167KB]

☐ 記載例 [142KB]

【参考】説明資料（令和6年度診療報酬改定版）

・ ☐ ベースアップ評価料届出後の流れ（評価料Ⅰのみを届出している医療機関・ステーション用）（令和6年度診療報酬改定版） [8.8MB]

・ ☐ ベースアップ評価料届出後の流れ（上記以外の医療機関・ステーション用）（令和6年度診療報酬改定版） [9.3MB]

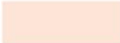
厚生労働省 ベースアップ評価料

検索

令和7年度実績報告書の記入方法② ～届出に関する基本的な事項を入力します～

- 初めに、令和7年度にベースアップ評価料を算定していた医療機関の基本情報を入力します。それぞれの様式のオレンジ色の欄  全てに記入・チェックをお願いします。

別添

(病院及び有床診療所) 賃金改善実績報告書 (令和  年度分)

令和7年度の実績報告になるため
"7"を入力する

保険医療機関コード

保険医療機関名

所在地

都道府県

住所

連絡先

担当者氏名

電話番号

(選択してください)

保険医療機関の基本情報を入力します

- 保険医療機関コード : **7桁**の医療機関コードを**半角数字**にて入力します。
- 保険医療機関名 : 届け出る保険医療機関の名称を正しく入力します。
- 都道府県 : **プルダウン**より、当該保険医療機関が所在する都道府県を入力します。
- 住所 : 当該保険医療機関が所在する住所を入力します。
- 担当者氏名 : 担当者の氏名を入力します。
- 電話番号 : 当該保険医療機関の電話番号を入力します。

令和7年度実績報告書の記入方法③ ～賃金改善実施期間・算定期間を入力します～

- 続けて、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料の算定期間と賃金改善を実施した期間を入力します。

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和	年	月	～	令和	年	月
----	---	---	---	----	---	---

1	ヶ月
---	----

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和	年	月	～	令和	年	月
----	---	---	---	----	---	---

1	ヶ月
---	----

期間を入力することで
自動計算により表記される
(入力不要)

※ベア評価料の収入実績額
計算時に参考(29ページ)
となる

○各項目の説明

(1) 賃金改善実施期間：ベースアップ評価料において賃上げを実施した期間

(2) ベースアップ評価料算定期間：ベースアップ評価料を算定していた期間

※賃金改善実施期間と算定期間は合致する

○期間の考え方

例)

- ・ 令和7年6月から賃金改善を実施している保険医療機関の場合
➡ 令和7年6月～令和8年3月と入力
- ・ 令和8年3月から賃金改善を実施している保険医療機関の場合
➡ 令和8年3月～令和8年3月と入力

令和7年度実績報告書の記入方法④ ～ベースアップ評価料等の収入実績額の入力～

- 算定しているベースアップ評価料の収入実績額を入力してください。
- 該当がない項目については、必ず“0”を入力していただき、空欄が無いように記載してください。

【収入実績額の考え方】

本体点数×算定回数＝令和7年度の賃上げ分（収入実績額）
➡これを（3）～（5）に記載する。

Ⅱ－1. ベースアップ評価料による収入の実績額【（2）の期間中】

（3）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額	円
（4）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額	円
（5）入院ベースアップ評価料による収入の実績額	円
（6）ベースアップ評価料による収入の実績額【（3）＋（4）＋（5）】	0 円

各ベア評価料の収入実績額の総額
自動計算によって算出（入力不要）

各ベア評価料の収入実績額を入力
します。
（入力の対象となる期間について
は、28ページを参考）

※算定していない評価料について
は“0”を入力。

Ⅱ－2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

（7）翌年度への繰越予定額	円
（8）前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載）	円
（9）ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員の前年及びそれに伴う賞与、 時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（6）－（7）＋（8）】	0 円
（10）（9）について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	☐

問題あり

ベア評価料の収入実績額において
翌（令和8）年度への繰越額
前（令和6）年度からの繰越額が
ある場合は入力します。
※該当ない場合については“0”を入
力。

【重要】

ベースアップ評価料で得た収入については、全て対象職員に充当しなければならない。
全額を対象職員に充当した場合は、こちらにチェックを入れる

令和8年度中間報告書の記入方法⑤－1 ～対象職員の基本給等総額に係る項目の入力の大まかな流れ～

- 次にベースアップ評価料の対象職員の基本給等総額に係る項目を入力します。
- 項目の入力順序として①職種毎の入力項目（V-2～V-8）を先に入力することで、②対象職員全体の入力項目が自動で算出される仕組みとなっています。

【様式100別添1 続き】

Ⅲ：対象職員**全体**の基本給等総額に係る項目

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(11) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(12) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(13) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）		円
(14) (13) のうち定期昇給相当分		円
(15) (13) のうちベア等実施分【（13）－（14）】		0 円
(16) ベア等による賃金増率【（15）÷（（12）－（13））】		0.0 %

Ⅳ～Ⅷ：職種ごとにおける対象職員の基本給等総額に係る項目

Ⅳ. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項

(17) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(18) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】		円
(19) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）		円
(20) (19) のうち定期昇給相当分		円
(21) (19) のうちベア等実施分【（19）－（20）】		0 円
(22) ベア等による賃金増率【（21）÷（（18）－（19））】		0.0 %

⋮

Ⅷ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
--	--	---

項目の入力順序

手順②（手入力が必要）

【手順①】による職種毎のデータが入力されることで、対象職員全体の基本給等総額に係る項目

欄が自動で算出される。

（※「ベア等に伴う賞与・時間外手当等の増加分に用いた総額」については、入力が必要）

手順①（手入力）

職種ごとの基本給等総額に係る項目 欄を入力する。

※ベア実績額・賃金増率については自動で算出

令和7年度実績報告書の記入方法⑤－2 ～職種毎における対象職員の基本給等総額に係る項目の入力～

- 職種ごとの常勤換算数、賃金改善した後の基本給等総額を入力し、ベア実績額及び、賃金増率を算出します。

【職種毎の基本給等総額に掛かる項目】

オレンジ色の  欄に数値を入力
(該当無い場合は“0”)

IV. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項

(17) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(18) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】		円

●基本給等総額とは

➡基本給又は毎月決まって支払われる給与の総額のことを指します。

【入力項目解説】

(17) 当該保険医療機関に勤務する対象職員の常勤換算数を入力します。

(18) 賃金改善実施期間の開始月（28ページで入力した開始月）における、対象職員の基本給等総額を入力します

（これにより、ベースアップ評価料の賃金改善実施後^後の基本給等総額を報告します。）

➡令和7年6月から賃金改善を実施している保険医療機関の場合：令和7年6月時点の基本給等総額

令和7年度実績報告書の記入方法⑤－3 ～職種毎における対象職員の基本給等総額に係る項目の入力～

- どの程度賃金改善を実施したか賃金改善実績額を入力し、ベア実績額及び、賃金増率を算出します。

【職種毎の基本給等総額に掛かる項目】

オレンジ色の欄に数値を入力
(該当無い場合は“0”)

(19) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）

円

(20) (19) のうち定期昇給相当分

円

【入力項目解説】

(19) 対象職員の基本給等総額について、1か月あたりどれだけ賃金を引き上げたかを入力します
(なお、定期昇給分を含める。)

➡賃金改善を実施する前と後の基本給等総額の差分【(18)－(賃金改善実施前の基本給等総額)】
で計算します

(例) 職員Aさんの給与において賃金改善を行う前と後の基本給等を比較して、昇給の理由に伴わず、昇進・年功・ベースアップのいずれかで増加した差額の2万円(27万円－25万円)が該当する。これを対象職種内の全員分の賃金改善した総額を入力する。

【賃金改善前】
令和7年5月
係員Aさん 30歳 基本給25万円

【賃金改善後】：項目(18)の金額
令和7年6月
主任Aさん 31歳 基本給27万円

※増額した2万円分は、ベースアップ評価料と定期昇給(ある場合)を
合わせた増加分となる。
➡これを(19)に入力する

(20) 算出した賃金改善実績額(19)のうち、定期昇給に相当する額を入力する。
※賃金改善実施期間の開始月(28ページで入力した開始月)には定期昇給を実施しない場合や、定期昇給の制度を
設けていない医療機関については“0”を入力します。)

令和7年度実績報告書の記入方法⑤－4 ～職種毎における対象職員の基本給等総額に係る項目の入力～

- ここまでに入力した項目から、ベア実績額及び、賃金増率が自動で算出されます。

【職種毎の基本給等総額に掛かる項目】

薄緑色の  欄は自動計算
(入力不要)

(21) (19) のうちベア等実施分【(19)－(20)】	0 円
(22) ベア等による賃金増率【(21)÷{(18)－(19)}】	0.0 %

【自動入力項目】

- (21) **【自動計算】** 算出した賃金改善実績額 (19) のうち、定期昇給分 (20) を除いた
ベア評価料のみで賃金改善した額
→ 賃金改善額実績額から定期昇給分を除いた額 (19)－(20)
- (22) **【自動計算】** ベア等によって対象職員の賃金がどの程度増減されたのかの割合
(賃金増率)
→ 賃金増率：ベア評価料のみで賃金改善した額÷賃金改善の実施**前**の基本給等総額
(賃金改善**後**の基本給等総額から賃金改善実績額を引いた額)
(21)／{(18)－(19)})

令和7年度実績報告書の記入方法⑤－5

～対象職種全体の基本給等総額に係る項目の入力～

- 対象職員全体の常勤換算数、賃金改善を実施した後の基本給等総額を入力し、ベースアップ評価料のみの賃金改善実績額及び、賃金増率を算出します。
- ここに入力する数字は、**職種毎の入力項目（Ⅳ～Ⅷ）（31～33ページ）の合計値**となる。

【対象職員全体の基本給等総額に係る項目】

オレンジ色の欄に数値を入力
（該当無い場合は“0”）

Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(11) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		人
(12) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		円
(13) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）		円
(14) (13)のうち定期昇給相当分		円

➡31～33ページの職種ごとの入力項目（Ⅳ～Ⅷ）の合計値について、 下記項目に対応した箇所に入力する

賃金改善の開始月時点（28ページで入力した開始月）における

- (11) 当該保険医療機関に勤務する対象職員の常勤換算数
- (12) 賃金改善を実施した後の基本給等総額
- (13) 対象職員の1ヶ月分における賃金改善を実施した額（定期昇給含む）
- (14) 賃金改善を実施した額（13）のうち定期昇給分の額

を入力

(15) (13)のうちベア等実施分【(13)－(14)】	0	円
(16) ベア等による賃金増率【(15)÷(12)－(13)】	0.0	%

- (15) 対象職員の1ヶ月分における、ベア評価料のみで賃金改善を実施した額
- (16) 対象職員全体のベア等によって対象職員の賃金がどの程度増減されたのか（賃金増率）

薄緑色の欄は自動計算による転記
（入力不要）

令和7年度実績報告書の記入方法⑤－6 ～届出に関する基本的な事項を記載します～

- 令和8年度診療報酬前のベースアップ評価料の対象外職種についても、同様に賃上げの実施有無にかかわらず、項目の入力を行います。
- 診療所については、該当職員がいる場合のみ記載する様式となっています。

【ベースアップ評価料対象外職種について】 ※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く	
Ⅸ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項	
(47) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(48) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	円
(49) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	円
(50) (49)のうち定期昇給相当分	円
(51) (49)のうちベア等実施分【(49)－(50)】	0 円
(52) ベア等による賃金増率【(51)÷{(48)－(49)}】	0.0 %
Ⅹ. 事務職員の基本給等に係る事項	
(53) 事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（1）の開始月時点）	人
(54) 事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（1）の開始月）	円
(55) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	円
(56) (55)のうち定期昇給相当分	円
(57) (55)のうちベア等実施分【(55)－(56)】	0 円
(58) ベア等による賃金増率【(57)÷{(54)－(55)}】	0.0 %

オレンジ色の欄に
数値を入力
(該当無い場合は“0”)

※対象外職種についても、31～33ページの職種ごとの対象職員の入力項目と同様にに入力します。

賃金改善の開始月時点における

- ・当該保険医療機関に勤務する対象職員の常勤換算数
- ・賃金改善を実施した後の基本給等総額 を入力

- ・対象職員の1ヶ月分における賃金改善を実施した額（定期昇給含む）
- ・賃金改善を実施した額（13）のうち定期昇給分の額を入力
(=定期昇給分を除く、ベアのための賃金改善額や率を調査するため)

- ・対象職員の1ヶ月分における、ベア評価料のみで賃金改善を実施した額
- ・対象職員全体のベア等によって対象職員の賃金がどの程度増減されたのか（賃金増率）

報告書の提出方法

- お疲れ様でした。これで入力作業は終了です。届出様式の提出と同様に、**報告書についても電子メール**で送付ください。
- 「令和7年度実績報告書」と「令和8年度中間報告書」が1つの電子メールに添付されていても、問題ございません。

メール添付前の準備

提出先は、医療機関がある地方厚生（支）局の
都道府県事務所の専用メールアドレスです。

アドレスの一覧は**こちら**へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001684691.pdf>

⇒メールアドレス先について、転記間違いや入力ミスが発生しています。

コピー機能を利用して、宛先を間違えないように注意してください。

メール本文にも、署名等により
医療機関名及び連絡先を記載してください。

※メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。

メール画面のイメージ

宛先

● ● ● @mhlw.go.jp

本文



9999999_令和7年度

ベースアップ評価料
賃金改善**実績**報告書
.xlsx



9999999_令和8年度

ベースアップ評価料
賃金改善**中間**報告書
.xlsx

● ● 診療所

電話番号：123-4567-7890

報告書の提出の注意点①

- 報告書を提出する際には、以下の点について注意して送付してください。
- 誤った提出方法の場合、再度ご提出いただく可能性がございますので、**必ず送付前にご確認ください。**

● 報告書のファイルについて

➡様式は必ず厚生労働省または地方厚生局が提供しております**Excelファイル**（4ページ）での提出をお願いいたします。

【対応不可】

- PDF, Zipファイル, スプレッドシート
- 独自に作成・加工したExcelファイル
- 新たにパスワードを設定したExcelファイル
- OneDrive等の共有リンク

⇒地方厚生（支）局が、データの確認ができません

● ● ● @mhlw.go.jp



9999999_令和7年度

ベースアップ評価料

賃金改善**実績**報告書

.xlsx



9999999_令和8年度

ベースアップ評価料

賃金改善**中間**報告書

.xlsx

● ● 診療所

電話番号：123-4567-7890

報告書の提出の注意点②

- 報告書を提出する際には、以下の点について注意して送付してください。
- 誤った提出方法の場合、再度ご提出いただく可能性がございますので、**必ず送付前にご確認ください。**

● 報告書のファイル名について

➡それぞれ、何年度の実績・中間報告書なのかがわかるようファイル名の記載をお願いいたします。

● 令和7年度実績報告書：

9999999_令和7年度ベースアップ評価料賃金改善
実績報告書.xlsx

● 令和8年度中間報告書：

9999999_令和8年度ベースアップ評価料賃金改善
中間報告書.xlsx

※9999999は医療機関コードになります。

各医療機関における医療機関コードを記載してください

● ● ● @mhlw.go.jp



9999999_令和7年度
ベースアップ評価料
賃金改善**実績**報告書
.xlsx



9999999_令和8年度
ベースアップ評価料
賃金改善**中間**報告書
.xlsx

● ● 診療所

電話番号：123-4567-7890